

災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会

第1回 合同検討会

平成23年10月10日

環境省

廃棄物・リサイクル対策部

水・大気環境局放射性物質汚染対処特措法施行チーム

適正処理・不法投棄対策室長：それでは、定刻になりましたので、「災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第1回合同検討会」を開催させていただきます。環境省の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に高山智司環境大臣政務官よりごあいさつを申し上げます。

大臣政務官：皆さま、どうもご苦労さまです。環境大臣政務官の高山智司です。いよいよ明日で3月11日の大震災からもう7カ月もたってしまいました。先生方から今までも災害廃棄物の安全評価検討会で、災害廃棄物をどのように処理していくのか。おかげさまで一定の進捗は見ておりますけれども、まだまだ災害廃棄物もスピードアップして処理していかなければいけません。

そんな中で広域処理も一つ方法も見えてきましたし、またこれからどのようにやっていくか、先ほど検討会で検討の基準もいろいろとお示しをいただきました。

また今日はこの災害廃棄物安全評価検討会と、環境回復検討会の第1回の合同検討会議と。いよいよ本格的に除染を始めていかなければいけませんわけですが、どういう基準でやると一番いいのかということ、今日はぜひ先生方からお考えいただきたいと思っておりますけれども、何よりもこの福島の方が1日も早く安心していただける。そしてまた元のところに戻っていただける。このためにはどうしたらいいのか。そして、安全性を何よりも先生方には考えていただきたいと思っております。

今日はお休みの中、大勢集まっていたいただきまして、本当にどうもありがとうございます。本当に我々環境省もいただいたご意見を基に、しっかりとした基準をお示しし、スピードアップを図っていただきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

適正処理・不法投棄対策室長：それでは報道陣の方は、ここでご退席をお願いします。

適正処理・不法投棄対策室長：それでは事務局から委員の方々の出席の状況を報告させていただきます。本日は災害廃棄物安全評価検討会、環境回復検討会、委員併せて、11名の委員全員の方にご出席いただいております。また座長は環境回復検討会の座長でもありません、鈴木委員にお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。まず資料の1-1、災害廃棄物安全評価検討会の委員名簿、それから1-2として環境回復検討会の委員名簿、それから資料の2として基本方針の骨子案、それから参考資料といたしまして、参考資料の1が9月27日の、環境回復検討会第2回の議事要旨、それから2といたしまして、除染特別地域・汚染重点調査地域の指定要件等の要素。それから、参考資料の3といたしまして、除染等の措置の基準の要素、ということで、これらの参考資料につきましては環境回復検討会の先生

方の意見を踏まえまして、修正をさせていただいたものを配布させていただいております。それから参考資料の4、それから参考資料の5ということで配布させていただいております。

それでは、これから後の議事は、鈴木座長にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

鈴木座長：それでは、合同検討会の座長を務めさせていただきます。先ほど政務官の方からお話がありましたように、この合同検討会におきまして、放射性物質汚染対処特措法、正式な名前は大変長い名前の法律ですが、これに基づき基本方針をご検討いただく。基本方針ですので、最終的には環境省、行政の判断でお作りいただくということになりますので、多くの委員の方々からいろいろとご意見をいただければと思います。

では早速ですが、その基本方針（骨子案）となっております、資料2につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

土壤環境課長：土壤環境課長の牧谷と申します。それでは資料2をお開きください。

まず1ページ目に骨子案の全体像をお示ししております。1番といたしまして、全体の基本的な方向について述べております。2番は監視・測定に関する基本的事項、国、公共団体それぞれについて書いております。3番といたしまして、この事故由来放射性物質に汚染された、廃棄物の処理に関する基本的事項が述べられております。4といたしまして、土壤等の除染等の措置に関する基本的事項ということで、土壤の関係の事項が並べられております。5番といたしまして、除去土壤の収集、運搬、保管および処分に関する基本的事項。そして6番といたしまして、その他の重要事項と、こういう構成になってございます。

それでは、順を追って説明してまいります。2ページをお開きください。まず1では、全体の基本的な方向ということでございます。全部で11のポツからなっております。まず一つ目でございますが、事故由来放射性物質による環境汚染への対処、以下環境汚染への対処といたしますが、事故由来放射性物質による環境の汚染が、人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるために行うものであること、と。

次の2ポツから4ポツ目は、事業者、国、自治体、住民等の役割などについて記載をしております。まず2ポツは関係原子力事業者でございますが、一義的に責任を負っているということ。また国はこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、環境汚染への対処に関して、国の責任において対策を講じるとともに、地方公共団体は当該地域の自然的、社会的条件に応じて、国の政策に協力するものであること、としております。

3ポツは、関係原子力事業者は環境汚染への対処に関し、誠意を持って必要な措置を講じるとともに、国または地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないこと。ま

た関係原子力事業者以外の原子力事業者も、国または地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならないこと。

4 ポツは、事故由来放射性物質による環境の汚染は広範囲にわたるものであるとともに、土壌等の除染等の措置の対象に住民が所有する土地等が含まれていることから、環境汚染への対処には地域住民の協力が不可欠であること。

5 ポツは環境汚染への対処については、各省庁、関係地方公共団体、関係機関、国民等が一体となることができる限り速やかに行うものであること。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取り組みが必要となることに留意が必要であること。

6 ポツは、すでに得られている国内外の科学的知見を踏まえ、迅速に環境汚染への対処を行うこと。またこれらの知見の発展を踏まえて、より効果的かつ効率的に環境汚染への対処が行えるよう、手法の見直しを図ることとなっております。

次に土壌等の除染等の措置を進めるにあたっては、とりわけ子どもの対応に十分配慮することが必要であり、子どもの生活環境、学校、公園等において優先的に実施すること。できるだけ速やかに除染等の措置と、土壌との除染等の措置ならびに、汚染土壌の収集、運搬、保管、処分であります。および事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を実施する必要があることを踏まえ、基準等の設定を行うこと。中間貯蔵施設および最終処分場の確保や、その安全性の確保については、国が責任を持って行うこと。国および地方公共団体は、正確かつ迅速な情報提供、および市民とのリスクコミュニケーションを実施すること。

上記の取り組みを進めるにあたり、国は国際社会と連携・協力しつつ、国内外の英知を結集して対応すること、としております。

2 番の節であります。ここは監視・測定の基本的事項でありまして、(1) 番が国の関係であります。国は対策の検討および推進、一体的で分かりやすい情報提供等に資するため、事故由来放射性物質による環境の汚染への状況について、きめ細やかな監視および測定を実施すること。国はきめ細やかな監視および測定を実施するため、責任を持って公共団体、原子力事業者との調整を図り、適切な役割分担の下、統一的な監視および測定の体制を整備すること。国は事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等の効果を広域的に把握するため、定期的な監視および測定を行うこと。国は監視及び測定の結果得られた情報を国民に対して速やかに情報公開すること。

(2) 番、地方公共団体がありますが、国や原子力事業者等との連携の下、地域に根ざした監視および測定を実施するよう努めるものとし、国や原子力事業等と連携して情報を発信すること、としております。

3 であります。ここは廃棄物の処理に関する基本的事項でありまして、(1) 番はまず基本的な考え方を述べております。土壌等の除染等の措置に伴い生ずる廃棄物や、生活地近傍の災害廃棄物など、生活の妨げとなる廃棄物の処理を優先すること、事故由来放射性物質による人の健康や、生活環境への影響をできる限り早く低減していくためには、現行

の廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理体制・施設等を可能な範囲で積極的に活用し、事故由来放射性物質の除染、その廃棄物の処理を進めていくことが重要であること。

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、特定廃棄物の量、運搬先の記録等、住民の健康の保護および生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置を取ること。

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物、とりわけ土壌等の除染等の措置に伴い生ずる廃棄物の量が膨大であるということに鑑み、安全性を確保しつつ、可能な限りにおいて、可燃物、不燃物の分別、焼却等の中間処理等により減容化を図ること。

減容化による事故由来放射性物質が濃縮され、指定廃棄物に該当することとなったものについては、法に基づき国がその処理を行うこと。また安全性を確保しつつ、廃棄物の再生利用、例えばコンクリートくずを被災地の復興のための資材とする活用等を図ること。

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物を安全に処理することが必要であり、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方」において示された考え方を踏まえ、処理等に伴い周辺住民の受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにすること。また最終処分に当たっては、管理期間終了以後においての科学的に確からしいシナリオ想定に基づく安全性評価において、処分施設周辺の住民の受ける線量が年間10マイクロシーベルト以下であること等について、原子力安全委員会が示した判断の目安を満足すること。

災害廃棄物については、事故由来放射性物質による汚染が著しいもの、解体工事に時間を要するもの等、特に処理が困難であるものを除き、仮置き場の確保を前提として平成24年3月末までを目途に、仮置き場への移動を行う。また土壌等の除染等の措置に伴い発生する廃棄物については、当該措置の進捗と整合を図りながら処理を行うこと。

(2)番、対策地域内廃棄物の処理に関する事項。汚染廃棄物対策地域については、空間線量が高く、廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染され、その処理の実施に当たって高いレベルの技術が必要となる可能性が高いこと、および作業員の安全の確保の十分な配慮が必要であること。国の指示に基づき、立ち入りが制限されていること等の時期を勘案し、その範囲を指定すること。

対策地域内処理は、国が行うこと。ここについては現在、政府内の役割分担について整理中でございます。

(3)番、指定廃棄物の処理に関する事項。指定廃棄物の指定基準については、放射性物質による汚染のレベルに応じて、求められる処理方法および平常時に廃棄物処理を行っている市町村の処理技術、処理施設等の能力などの実態を勘案し、設定すること。指定廃棄物の処理は国が行うこと。先ほどと同様で整理中でございます。指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うこと。

(4)番、対策地域内廃棄物および指定廃棄物以外の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事項。対策地域内廃棄物および指定廃棄物以外の事故由来放射

性物質に汚染された廃棄物の処理を行う際には、排ガス・排水中の放射性物質の監視測定を行い、その結果を踏まえて、事故由来放射性物質の拡散を防止するための措置を講ずること。

次に4番であります。土壌等の除染等の措置に関する基本的事項でありまして、まず(1)番、基本的な考え方でございます。この土壌等の措置の対象には、土壌・工作物・道路・河川・湖沼・海岸域・港湾・農用地・森林等が含まれるが、人の健康の保護の観点から必要である地域について、優先的に特別地域内除染実施計画または除染実施計画を策定し、措置を実施すること。特に子どもの生活環境については優先的に実施すること。また農用地における土壌等の除染等の措置については、農業生産を再開できる条件を回復させるという点を配慮すること。

国際放射線防護委員会、ICRPの2007年基本勧告、原子力安全委員会の今後の避難解除・復興に向けた放射線防護に関する基本的考え方等を踏まえて、目標値を設定すること。

追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すこと。また土壌等の除染等の措置の効果や、モデル事業の結果等を踏まえて、今後具体的な措置を設定すること。ただし、空間線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要であること。

追加被ばく線量であります。注書きで書いてあります。次に、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域についての目標を示すとことといたしまして、ポツの一つ目、中、長期的な目標として追加被ばく線量は1ミリシーベルト以下となることを目指すこと。

具体的な目標として、平成25年8月末までに一般公衆の推定年間被ばく線量を、平成23年8月末と比べて、約50%減少した状態を実現することを目指すこと。

子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校・公園など、子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月末までに子どもも推定年間被ばく線量が平成23年8月末と比べて、約60%減少した状態を実現することを目指すこと。これらの目標については、土壌等の除染等の措置の効果等を踏まえて、適宜見直しを行うこと。

次に(2)番といたしまして、除染特別地域、国が直轄で行う地域でございますが、ここに関する事項といたしまして、まずその指定に関する事項でございます。空間線量が高く、土壌等の除染等の措置の実施に当たって、高いレベルの技術及び作業員の安全の確保への十分な配慮が必要であること、国の指示に基づき、立ち入りが制限されている地域であること等を踏まえ指定すること。

次に土壌等の除染等の措置の方針でございますが、除染特別地域のうち、追加被ばく線量が特に高い地域以外の地域については平成26年3月末までに、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等の除染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌等を、適切に管理された仮置き場へ逐次搬入することを目指すこと。

追加被ばく線量が特に高い地域においては、まずは国がモデル事業を実施することで、空間線量が特に高い地域における効率的・効果的な除染技術や作業員の安全を確保するための方策を確立した上で、可能なところから特別地域内除染実施計画を策定し、段階的に除染等の措置等を進めること。

特別地域内、除染実施計画の策定に当たっては地域ごとの実情を踏まえ、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とすることが重要であること。また除去土壌等の量に見合った仮置き場の確保を前提としたものとする。

土壌等の除染等の措置の体制でございますが、国は必要の体制を整え、除染等の措置を実施すること。政府の役割分担については整理中でございます。

次に市町村等が実施をする区域である除染実施区域に関しまして、としまして、この重点調査地域の指定要件、指定に関する事項でございますが、その地域の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上となる地域について指定すること。

除染実施計画を定める区域の指定でございますが、その地域の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上となる地域について指定すること。

でございますが、除染実施区域における土壌等の除染等の措置の方針でございます。この策定に当たっては地域ごとの実情を踏まえ、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とすることが重要であること、また除去土壌等の量に見合った仮置き場の確保の前提としたものとする。

追加被ばく線量が比較的高い地域については、必要に応じ、表土のはぎ取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ちおよび落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行うことが適当であること。追加被ばく線量が比較的低い地域においても、子どもの生活環境を中心とした対応を行うとともに、地域の実情に十分に配慮をした対応を行うことが適当であること。

除染実施計画は状況の変化に応じて、適時適切に見直すこと。そのために、除染実施者は土壌等の除染等の措置による空間線量の変化に関するデータを取るとともに、計画策定者等は、これらのデータの蓄積を含めた進捗状況の管理を確実に行うこと。

法36条第3項の協議会を設置する場合には、放射性物質、除染等の措置等との専門家及び必要な知見を取り入れること。国は計画策定者が協議会を設置する場合には、自ら管理する土地等に係る除染等の措置等を実施する立場として参加するのみならず、必要な科学的・技術的知見を提供すること。

また、国、地方公共団体が管理する土地を占有する者及び工作物を設置する者がいる場合には、当該土地を占有する者及び当該工作物を設置する者についても協議会への参加を促すこと。

(4)番は、土壌等の除染の実施に当たって配慮すべき事項等でございますけれども、この実施に当たっては、飛散・流出防止の措置、除去土壌の量等の記録と、周辺住民の健康の保護および生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置を取ること。また排水による

流出先への影響を極力下げするために工夫を行うこと。

7ページでございますが、土壌等の除染等の措置が適切にされたことを確認するため、当該措置の前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うこと、また当該措置の後に定期的なモニタリングを行うこと。除去土壌の発生量が膨大であること等にかんがみ、土壌等の除染等の措置を実施する際、除去土壌等の発生抑制に配慮すること。国は迅速な土壌等の除去・除染等の措置の推進のため、費用対効果が高く、かつ効果が実証された除染方法を、標準的な方法として示すこと。

5は、除去土壌の収集・運搬、保管、処分の基本的事項でございます。収集・運搬は迅速に行えるように努めること。収集等の実施に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、除去土壌の量、運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護および生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置をとること。除去土壌については、減容化技術の進展を踏まえつつ、保管や処分の際に可能な限り減容化を図ること。

当面の考え方、先ほど出てまいりました、6月3日の原子力安全委員会から出たものですが、これにおいて示された考え方を踏まえて、処理等に伴い、周辺住民の受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにすること。

6番は、その他の重要事項であります。(1)でございますが、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等ございまして、一つ目と二つ目は土壌に関する仮置き場および現場保管について述べております。

土壌等の除染等の措置を迅速に実施するため、当分の間、市町村またはコミュニティごとに当該措置に伴い生ずる土壌および廃棄物の仮置き場を確保する必要があること。これらの仮置き場の確保については除染特別区域にかかるものについては環境省が市町村の協力を得つつ行うこと。

除染実施区域に関わるものについては国が財政的・技術的な責任を果たしつつ、市町村が行うこと。土壌等の除染等の措置を実施した土地における、除去土壌との現場保管については、除染特別区域については除染実施者が行い、除染実施区域については当該土地の所有者等が行う。

次に対策地域内廃棄物の仮置き場でございますが、市町村の協力を得つつ、環境省が行うこと。また指定廃棄物については国、国の委託業者等に引き渡されるまでの間、当該指定廃棄物が廃止された施設の管理者や当該廃棄物の占有者等が保管し、国は必要に応じ、これらの者が行う保管を支援すること。

4以下は中間貯蔵、最終処分について述べております。事故由来放射性物質により高濃度に汚染された廃棄物および土壌が、相当量発生している都道府県については、中間貯蔵施設を確保すること。中間貯蔵施設とは、相当量の土壌廃棄物を一定の期間、安定的に集中して貯蔵・管理する施設。中間貯蔵施設および廃棄物の最終処分場の確保や、その安全性の確保については国が責任を持って行うこととする。

中間貯蔵後の扱いについては、今後の技術開発の状況を踏まえて検討すること。仮置き

場、中間貯蔵施設および処分場の用地の確保については、公有地の積極的な活用を含め、国、公共団体等が連携・協力して行うこと。

最後 8 ページでございまして、仮置き場、中間貯蔵施設および処分場の確保および維持管理は、周辺住民の健康および周辺の環境保全に十分配慮しつつ行うことが必要であること。周辺の環境保全に当たっては、仮置き場については、住民等に対して環境保全上の配慮事項を分かりやすく提供すること。中間貯蔵施設および処分場の確保に当たっては、当該施設による環境影響の評価等を行い、その結果に応じた適切な環境保全措置を講じる等の措置を取ること。

(2) 番、調査研究、技術開発等の推進等でございますが、国が独立行政法人日本原子力研究開発機構をはじめとする研究機関の取り組みを支援するなど、土壌等の除染等の措置に伴い生ずる廃棄物および土壌の量の抑制のための技術や、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物土壌の減容化のための技術の開発、技術評価を積極的に進めること。

環境汚染の対処に関わる新規技術・材料等について、実用可能性や費用対効果を評価・公表する仕組みの構築し、産学官からの研究開発の成果を活用すること。

(3) 番の住民理解の促進等といたしまして、国は地方公共団体による説明会への専門家の派遣等により、適確な知識の普及・啓発を行うこと。国及び地方公共団体は正確かつ迅速な情報提供及び市民とのリスクコミュニケーションを実施すること。

その他、配慮すべき事項でございますが、環境汚染への対処の実施内容およびその効果について、適時適切に地域住民等に対し周知を行うこと。事業者は環境汚染への対処に従事する者の放射線防護等、労働・安全・衛生に細心の注意を払い、当該従事者が受ける放射線量を管理すること。また国等が、環境汚染対処に関して、事業者に委託する場合には、事業者が当該管理を確実に行うように指導すること。

環境汚染の対処に当たっては、地元雇用の確保に配慮すること。廃棄物の再生利用の推進のため、安全性を確保しつつ、可能な限り廃棄物の再生品、セメントや再生採石等の活用を図ること。この基本方針は、環境への対処の進捗状況に照らし、適宜見直すものとする。

(4) 最後、留意点といたしまして 2 点書いてございます。農用地、林に関する土壌等の除染等の措置につきましては、先般、公表されました、この「森林・農地の除染の適切な方法等の公表について」というものもございまして、これに留意をすること。国の役割分担については政府内で整理中であります。

以上、ちょっと早口になり、分かりにくかった点があるかと思いますが、以上で説明を終わらせていただきます。

鈴木座長：ありがとうございました。いろいろと細部にわたって、お気付きの点があるかと思いますが、基本方針でございますので、考え方として実はこの回復検討会の前回からいろいろな面でまた進展もあったようでもございますし、お気付きのところを委員の先

生方からご意見あるいはご質問をいただきたいと思います。自由に前後して構いませんので、ご意見・ご質問をお持ちの方は名札を立てていただけますでしょうか。

この中に、現在、各政府内でご検討いただいているというところもあって、どういうことになるのか、ちょっと分かりにくい面もあるんですが、あるいはまたターミノロジーの面で、その除染特別区域というものは、特別地域というのは以前ちゃんと定義されていましたが、その辺とたぶん重なるんですが、どういうふうにその辺を区別するのか、中間貯蔵施設なんかに関しては、ここにちょっと脚注的な定義が示されていますが、場合によってはもう少しそれぞれの言葉に対するはっきりした定義を加えていくことも必要かもしれません。

いかがでしょうか。ではちょっとこちらからでよろしいですかね。中杉委員から。

中杉委員：まず最初に言葉の使い方で、正確にしておいた方がいいと思いますので、廃棄物の方で、例えば3ページのところで、下の方で5行目に「周辺住民における線量は、年間1ミリシーベルトである」と書いてありまして、除染の方は「目標が追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトである」と。厳密に言うと、追加なのか、追加でないのかということに差があります。そこを少し全体として整理する必要があるのではないかと。それも廃棄物と両方分けてやっていただいてそうだったのか。どっちの考え方でやるのかというのは、整理する必要があるだろうと。

それからもう一つ、3ページのところで「処分施設周辺の住民が受ける線量は年間10マイクロシーベルト以下」ということと、「処理に伴い、周辺住民における線量が年間1ミリシーベルトである」。ここのギャップはどういうふうにかんがえたらいいんだろうかというのは、ちょっと分からない。どっちを、どういうふうに見るんだろうかというのは、少し考え、整理をしなければいけないんだろうと思います。

それから、4ページのところで先ほど鈴木先生からご指摘があったところの絡みなんですが、いきなり4ページの(3)のところで「指定廃棄物」という言葉があります。これは何なのかというのが、よく分からない。たぶんこれは汚染廃棄物対策地域の外の廃棄物の中で、放射線量の高いものを差しているのかなと思いますけれども、このままだけだと少し分からないので、そこも少し入れた方がいいんじゃないかと。

それから5ページのところで、真ん中辺ですけれども、具体的な目標として平成25年、8月末までにというところは、2年間被ばく線量、これも追加なのか、追加じゃないのかということをはっきりする必要があるだろう。

それからもう一つ、これはどうするか、6ページのところの(3)の一番最後の丸のところですけれども「土地を占有する者と、および工作物を設置する者については、協議会への参加を促す」と書いてありますけれども、これは除染の特別地域についてはどういうふうにかんがえるのか。これは地域の方については、特段そういう記載がないものですから、その違いはどうするんだろうかということが、今の疑問になりました。以上でござ

います。

鈴木座長：では一回りいたしましょうか。新美委員ですね。

新美委員：よろしいですか、はい、新美です。私も中杉先生と似たようなところが一つありまして、7ページの6 - (1)の下から5中番目の丸で、その上から3番目ですが、そこにおける「指定廃棄物の占有者等」というのはどういうものをイメージしているのかというのは、ちょっとよく分からないし、占有者という言葉が、果たしてここで適切なのかどうかという問題があります。ほかは重なっていますので、省略します。その点だけ少し疑問になります。

鈴木座長：はい、では古田委員

古田委員：はい、廃棄物の再生利用については、これはぜひともちゃんと検討していただきたいと思います。例えば、私も環境部門で長く仕事をやっていたんですけども、過去のフォールアウトでセシウムがふり積もっています。それについては、だいぶ減衰しているのですが、土の表面での汚染ということではしっかりとどまっています。ということは、セシウムは土とくっついちゃえば、そんなに動きませんので、そういう意味では、例えば人から離れたところ、生活環境から離れたところで、積極的にこういう廃棄物ということではなくて、有効利用を図っていただきたいと思います。

それから、先ほどちょっと話が出たんですけども、例えば3ページの下の方に「処理等に伴い周辺住民の受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えない」。これは処理施設の運転等に伴ってということだと思っんですけども、その辺は明確に書かれた方がいいと思います。それから、これは外部線量なのか、それとも排気・排水によるものなのかとか、その辺もちょっとこれだけではよく分かりません。

あとその下の「処分施設の周辺住民の受ける線量」、これについても処分施設に処分されている廃棄物からの線量が計算、シナリオ評価において、10マイクロシーベルトということだと思っますので、この辺も何か例えば、今セシウムで1ミリぐらいあるところがありますので、例えば、その中で10マイクロをどうやって評価するかとか。この辺は先ほど疑問があったように、この辺はもうちょっとしっかり書かれた方がいいかと思っます。

あと追加被ばく線量のところですけども、これも外部放射線について言っているのか、それとも、内部被ばくですね。空気とか水、それは小さいからもう考えなくていいよとか、そういったところをどこかで言うておくべきだと思っます。以上です。

鈴木座長：では細見委員。

細見委員：廃棄物の再生利用というところに関しては、方針としてはまったくそのとおりだと思っただけですが、実際にセメント業だとかのところを見ていると、もう軽減のところはかなり厳しく制限されている実態があるかと思えます。実際にやられている方は、一生懸命、その再生利用というのを、循環型社会に向けて努力されているわけですが、結果的にはその人たちが一番被害を帯びてしまう可能性がありますので、その際に指定廃棄物との関係もあると思えますが、ぜひ国の方で、そういうときにはやっぱりある種の、国が指針を示すなり、国が協力して最後のところは面倒を見るというところが必要なのではないかと思えます。

ほかのところは、もうすべていろいろ先生方が言われましたので、あとは仮置き場という定義とそれから、それにつながる中間貯蔵施設、あるいは最終処分場。特に仮置き場から中間貯蔵施設に行く過程で、やっぱり定義というのか、これはたぶん実際に計画を練る際に期間の問題もあろうかと思えますので、もしできましたら、今後のガイドラインを決められるときに、どのぐらいの期間、それからどのような環境に対する配慮をしていくのか。

例えば、地下水だとか、まずその表面への飛散防止だとか、いくつかございます。そのときにぜひ、仮置きが長くなる可能性もありますので、その際のモニタリング方法をどうするのかと。最初、国の監視および測定、あるいは地方公共団体の監視・測定というのがございますけれども、特に、失礼しました。仮置き場等の周辺の、ぜひモニタリングの方法等を十分検討していただきたいと思えます。以上でございます。

鈴木座長：では、森委員。

森委員：はい、4点ほどコメントでございます。一つは目標でございますけれども、ここで示されておりますけれども、実際にはモデル事業もこれからやり始めるということでございまして、本当に目標がこのとおり実現できるかどうかというのは、そのモデル事業でかなりの知見が出てきてから、明確になってくるんじゃないかと思えます。そういう意味で、目途でいいかも分かりませんが、そういう知見が出たところで、この目標自体についても、やはり見直すことを記載すべきではないかと。すなわち、例えば、24年の1月にこれが施行されるとすれば、例えば半年後にもう一度見ることも必要ではないかと。そんなふうに思います。

それから、この事業は相当広い面積を、また相当多くのものを扱うということでございますので、ここにも書かれているように、住民の方々あるいは国、自治体も参加し、あるいは研究機関も参加するというところでございまして、やはり我が国の総力を結集してやるんだという趣旨のことを、すなわち産業界も含めた総力を結集して、この難しい事業を行うという基本姿勢を、示すべきではないかと思えます。

それから、研究開発について、ここの中で原子力機構等研究機関についてその技術開発

を行うということが書かれてございますけれども、先ほど申し上げましたように、総力を結集するわけでございまして、総力を結集することに参加してくる方々が、必ずしもそういう知見について明らかであるかどうか、分からないところもあると思います。そういうことから言えば、研究機関が開発されたもの、あるいは研究されたもの、成果については確実に公表して、その成果が使えるようにしていただきたい。こう思いまして、それをぜひ入れていただきたいと思います。

それから、クリアランスでございますけれども、リサイクル利用に関して、クリアランスについて意見がございますが、今まで物量についてはある程度検討してまいりましたけれども、そのリサイクルについて、今回基本方針でよく書かれてございますけれども、例えばセシウムについてのクリアランスレベルというのは、キログラム確か 100 ベクレル程度だったと思います。それで非常に低いものでして、年間確か 10 μ Sv/year を担保するものとして、決めているわけでございますけれども、今の時点ですと、それはあまりにも保守的過ぎるんじゃないかと、こんなふうに思います。

ただ原子炉等規制法で決めているクリアランスレベルというのは、無制限に誰でも触ってもいいことで、設定されている基準でございまして、そういうことからすれば、今回の特別な事象を踏まえれば、例えば、東電さんの中で、これからでも、例えばクリアランスで出てくるであろう金属廃棄物等については、東電さんに限定するとか、土壌についても護岸のケーソンとか、あるいは高速道路の基盤とか、人がいわゆる常時立ち入らないところに使われるようなものであれば、必ずしも今のクリアランスレベルでなくてもいいんじゃないかと。そういうことをすれば、減容化処理をして、行って出てくる、そのきれだと思われるものについても、その放射能濃度はかなりある可能性がありますので、そういうものについては、クリアランスを逸脱したら、今の原子炉等規制法のクリアランスの概念を超えたとしても、それを使えるようなことを考えておくべきではないかと。そんなふうに思います。

それから最後にもう一つですけれども、この事業というのは、国際的にも非常にまれなことでございまして、かつ多くの方々がその場に住んでおられて、中で除染事業を行うということでございまして、これは我が国は原子力を率先して、進めてきたわけでございまして、そういうことから言えば、この知見は国際公共財として使われるべきだと。そういうことで思いまして、それに関しては、例えば、国環研さんとか、あるいは原子力機構さん、そういうところを中心とした国の機関において、国際公共財となるように、その成果について、取りまとめていただきたいと思います。そういうあたりを基本方針の中にも、ぜひ記載していただけたらと、こういうふうに思います。

鈴木座長：森口委員。

森口委員：全部で6点ぐらいになるかと思いますが、ページの順にコメントさせていただ

きます。まず3ページの上の方で(2)「地方公共団体による監視および測定」のところですが、これの前の環境回復検討会で、国の航空機モニタリングだけではなく、地上での測定も重視していただきたいということをお願いしたことの繰り返しですが、当然これは一体として進めるということで、国と地方公共団体の連携は必要ですけれども、やはり地域住民にとっては、原因・責任があるとされている国に対する、ある種の不信感というものが根強いように思いますので、そういった意味で地方公共団体の測定というものが、その地域住民の信頼に応えるものであるという、そういう観点を忘れずに入れていただけないかなと思います。

それから2点目は、先ほど森委員からご指摘のありましたことですので、簡単にさせていただきますが、ここに1ミリシーベルト、10マイクロシーベルトという数字がほかの部分には出てまいりますけど、再生利用に関しては特に、数字がここに、おそらくあえて書かれていないのではないかなと私は理解したんですが、森委員がおっしゃったとおりで、どこで使っても、差し支えないものということと、特定の地域で使うものということで、少しメリハリを付けながら、かつやはり、この中に具体的な数字の目安がないと、この安全を確保しつつという言葉がいったいどういう意味なのか。ともすれば、そのリサイクルということの下に、汚染をばらまくのではないかという、ある種の不信感があるように思いますので、それは払しょくしておく必要があるのではないかなと思います。

それから、3点目は5ページの目標値でございますが、これも森委員ご指摘になったところなんですけれども、具体的な目標、2年間の具体的な目標と、それから長期的な目標として、1ミリシーベルト以下という、この二つだけしか書かれていないわけですが、実はこの間はかなり場所によっては、ギャップが大きいわけでございますが、やはりここに関しても、少し目標と、それから達成状況がどうなっているのかということに関する進捗点検ができるような目標を、何らかの形で入れられないのかなと思います。

それから、2年間で50%なり60%という数字が出ておりますが、ここにお集まりの先生方はご承知かと思いますが、セシウム134と137の減衰によって、2年間でどこまで下がるかということの数字が、ある程度分かっているわけですね。そこから、追加的に除染によっていくら下げるのかということに関しては、これはやはり早い段階で特に国民、メディア等を通じて、報告はしておきませんと、50、60という数字と、その後どう下がっていくのかということの関係が、正しく理解がされない懸念があるかなと思いますので、その点、ぜひよろしくをお願いします。

4点目、極めてマイナーな話なんですけど、6ページ目の(3)の と の下にまったく同じ言葉が出てくる、文章があるんですけども、 についても1ミリシーベルト以上となる、これは「地域」でよろしいんでしょうか。「区域」ではなくて、ここも地域でよろしいのかどうか。その地域の中で、特定の区域を定めるといってないのかどうか。ちょっとそここのところの確認をお願いしたいと思います。

それから5点目は、7ページの下からの二つ目のポツに、中間貯蔵後の扱いについては、

今後の技術開発の状況を踏まえて、と書かれておりまして、なかなかその「中間」とはどのぐらいの時間感覚なのか、「今後」とはどのぐらいの時間感覚なのかということは、これは非常に機微に触れる問題かなと思います。その今後の技術開発というのが、やっぱりその技術開発について何か見通すということであれば、ある種の時間のイメージが湧きますので、そのことをこの中間貯蔵という言葉の齟齬がないのかどうか。その点を十分に確認をお願いしたいなと思います。

それから、最後ですね。3ページ(4)「その他配慮すべき事項」の一番最後に「この基本方針は環境汚染への対処の進捗状況に照らして適宜見直し」と見直すものをつくることと。ここ、見直し規定を書いていたのは大変結構だと思うんですが、最後の「その他のその他」に書くには、やや大事過ぎることのような気がしまして、これはもう少し格上げをしていただけないものでしょうか。例えば、ここの両括弧レベル、あるいはさらに上のレベルで、基本方針に基づく、環境汚染への対処の進捗状況に関して、しっかりと点検をして、どこかにその報告をしていく。どこがよろしいのか分かりませんが、環境汚染におけるさまざまな計画に関して、定期的な進捗点検なり報告という仕組みを構築してきておられますので、そういったものに準じるような形で、どのように進捗をしているのかということ、なるべく定量的に報告する仕組みを構築していただけないかなという、これも最後のことで一番重要なこととして申し上げたいと思います。長くなりまして恐縮です。

鈴木座長：では、こちらにまいりまして、稲垣委員。

稲垣委員：2～3点、申し上げたいと思います。まず1点目は、まさに今、森口先生が言われたとおりで、これから処理計画・実施計画をつくって、計画的に除染等を進めていくわけですから、まずその進捗状況をどう管理するのか。その管理体制とか、そういうものがどうしても必要じゃないかなと思います。

そのためには、森口先生、どこかでと言われたんですけど、できれば2ページの1の基本的な方向の中で、これを明確にされた方が、この基本方針の考え方が明らかになってくるのかなと思います。

2点目が、これはちょっと教えていただきたいのですし、どういう考えかちょっと分かりませんが、7ページの6の(1)の二つ目ではありますが、現場保管の責任という点で、除染特別区域については「除染実施者」、それ以外の地域については「所有者等」となっておりますけれど、この地域になりますけれど、やはり民間の持っている土地を借りなければいけないというの、前半に書いてあると思うんですけど、やはり民間の方々にその管理させるというのは、大変難しいんじゃないかなと思います。

ですから、所有者等の「等」がありますから、その等で読めるということはありませんけれど、やはりこれは「除染実施者」がある程度、責任を持つような体制が必要じゃないの

かなというふうに思いました。これはどういう考え方で、こういうふうにしたのか、教えていただければと思います。

それと同じ7ページのところ、これは書き方ですけど、一番下と、下から三つ目のところですが、基本計画で中間貯蔵施設だとか、最終的処分場の確保、安全性の確保は国が責任を持ってやるという明確に記載されているのに、一番下で「用地の確保については連携して」というふうになっていると、ちょっと腰砕けになるのかなという気がしないでもないものですから、この二つを例えば一つの文章にまとめて書いてもいいのかなと。「用地の確保については、ここに地方公共団体とも連携・協力しながら、国が責任を持ってやる」という書きの方が、国の責任といいますか、それが明確になるのかなと思いました。

それと最後ですけど、後半の方にあるところで、主語がちょっと分らんのが、誰がやるんだ。例えば、一つの例でいきますと、8ページの一番上の丸の3行目以下でいきますと、「借り置き場については、住民等について分かりやすく提供しよう」という、誰がやる。ほかは国だとかいろいろ書いてあるんですが、こういうところがちょこちょこ主語が明確になっていないのがありますので、これは整理していただけるとありがたいと思います。以上です。

鈴木座長：大迫委員。

大迫委員：それでは、私の方からも数点ございます。まず4ページの一番上の丸であります、「災害廃棄物については」というところから始まることに関して、24年3月末の目途が仮置き場への移動という形で示されております。

この災害廃棄物の範囲にも関わることだと思うんですが、例えば自治体で高濃度の焼却飛灰が出てきた場合に、今一時保管され続けているわけではありますが、それを一次保管場所へ移動するという事に関する何かスケジュール的な目途というのは考えられるのでしょうかということが1点であります。

それから、同じ4ページの(3)の三つ目の丸であります「指定廃棄物の処理は、この都道府県内で行う」ということの、この「処理」ということに関して、最終的処分の概念を含むものなのかということを確認したいと思います。

それから、次は最後8ページになりますが、今回のいろいろな問題に対処するためには、国全体で総力をそれぞれの主体で、それを結集してやる必要があるかと思えます。

ただ初めての問題の中で、十分知識を持っていない方々がおられるわけでありまして、その中に、やはり担い手として民間の事業者の方も、あるいは自治体の職員の方々も知識を十分持っていないわけで、そういった方に対する、キャパシティビルディングみたいなものも大変重要かと思えますので、そういった内容のものはどこかに入れないかということでございます。

それから、同じページの(4)の四つ目の丸、先ほど来、再生リサイクル、再生利用に

おけるクリアランスレベルも含めたご指摘がございました。ここでちょっと気にかかっているのは、廃棄物の再生利用ということで、廃棄物以外の不要物みたいな、要は有償で回っているようなものに関しては、こういった形でそれを担保するのでしょうかということがあります。廃棄物に関する再生利用の考え方ができれば、もちろんそれを有償物にも準用していけるとは思いますけれども、循環基本法でも廃棄物等となっているところ等の部分に関する対応というのは、本来かなり重要ではないかと思う次第です。以上です。

鈴木座長：大塚委員。

大塚委員：すでに先生方がたくさんご指摘いただいているところ、重複することはできるだけ除きますけれども、4点ほど簡単に申し上げたいと思います。

一つは後ろからになりますけれども、再生利用について細見委員がおっしゃってくださって、森委員とか、森口委員もおっしゃっていたことと関連しますけれども、セメントとか、あるいは汚泥とかについて、取りあえずリサイクルが滞っているとか、あるいは引き受けをしないという状況が出ていますので、基準を立てることは必要だと思いますし、それを立てるときに、今のような状況をどうやって打開するかということ、ぜひ検討した上で、基準を立てる必要があるかと思っています。

それから二つ目でございますけれども、8ページの上のところ、今、稲垣委員が言われたように、誰がやるかがはっきりしないというのは、ちょっと問題があったとは思いますが、これはたぶん国とか市町村、おそらく国じゃないかと思うんですけど、この環境影響評価というのが入ったのは、この中間貯蔵施設と処分場ですけども、大変良かったと思っております。

それから、三つ目でございますけれども、これも森口委員と稲垣議員がおっしゃったことですけども、その5ページのあたりで進捗状況について、これだといろいろご苦労があると思うんですけども、必ずしも進捗管理がしやすくないような目標になっていないかということに若干の懸念がございまして、もう少しはっきりした目標を出せないかというところが気になるところでございます。

それからもう1点だけ申し上げますけれども、これは質問ですけども、その4ページのその(2)の「対策地域内廃棄物処理に関する事項」のところの「汚染廃棄物対策地域の範囲の指定」、それから5ページの(2)の「除染特別地域の指定」に関して書いてある事柄ですが、ちょっと今条文が手元にないものですから、たぶんこれは条文に書いてあることではないかと思っているんですけども、ここに書いてあることだけを勘案するのでよいかというのは、若干疑問がありまして、例えばここだと、作業員の安全の確保に十分な配慮が必要だとか、高いレベルの技術が必要だとか、あるいは立ち入りが制限されている地域であることというのを勘案すると、どういうふうに決まってくるのでしょうか。むしろこれは難しいから国がやらなくてはいけないという意味で書かれているんでしょう。

か。これだけの要素で足りるのかがどうか、若干心配がございますので指摘させていただきます。以上でございます。

鈴木座長：酒井委員。

酒井委員：はい、一つが「総力を結集」というところに対してなんですが、森委員、それから大迫委員が発言されましたけれども、まったく同感でございます、ぜひこれは強く、まず訴えていただいているところではないかなと思っております。

それに関連してになりますが、最後の8ページの「調査研究、技術開発の推進等」、今後の話がここは書き込まれてあります。「総力結集」という意味で、過去の知見、これは例えば放射性廃棄物の処理に関する技術開発とか、これは延々とこれまでやってこられたわけで、そういったものの知見を徹底活用するという、そういう視点も入っているのではないかなと思っております。それがまず一番申し上げたい点です。

あとちょっと細かな点になりますが、4ページの(4)番の廃棄物の処理に関する事項ですが、その2行上で、排ガス・排水中の放射性物質の簡易測定、これは排ガス・排水に限定されるものではたぶんないと思います。もう少し幅広い書き方で、単に排水中等に書いていただくことで、修文的には済むのかも分かりませんが、少しここは幅広に見ていただいていた方がいいかなと思います。

それから、それとよく似た話ですが、除染のところ、6ページの「土壌の除染」、最後の行のところ、また排水による排出先への影響を極力下げるための工夫。これはこれもおそらく「排水による」というところ、排水のみがその影響の対象ではないと思いますので、少なくとも排水や飛散等による、排出先への影響うんぬんということで、少し影響の事象を幅広に捉えていただいていた方がいいかなと思います。以上です。

鈴木座長：崎田委員。

崎田委員：ありがとうございます。かなり詳細にまとまってきて、これで早く、うまくいけばいいと願っています。それで、目標値に関して、年間1ミリシーベルトということで、それを時間当たりのマイクロシーベルトに合わせて出すとか、非常にできるだけ多くの方に分かりやすい配慮をしていただいているということで、私はそういう安心感の中できちんとこれが取り組まれると、本当にいいなと願っています。

なおそういうふうに、年間1ミリシーベルトをすると、非常に広範囲になってくるところで、やはり実際にやる時には優先順位をきちんと付けるとかですね。やはり、地域的な優先順位と、あとやはりお子さんとか、学校、教育施設、そういうふうにきちんと書き込んでいただいておりますけれども、そういうことが地域の人にきちんと伝わるような形で、実施されていくというのが大事だと思っております。

なお、今、地域の方に伝わっていくと申したんですけれども、この今回の中に、やはり住んでいる住民の方の協力が不可欠とか、地域の方と、あるいは社会との情報共有やリスクコミュニケーションということ、かなり強調して書いていただいております。

私はここに書いてある以上に、現実には厳しいというか、現実にはそこが大事だと思っています。技術的に準備できることというのは、割に知見のある方がどんどんやってくさるとできると思うんですが、やはりそこに関係している方のお気持ちをきちんと納得してもらいながら、計画を立ててやっていくとか、やはりそここのところにかかるエネルギーというのが、予想以上に大きいのではないかと考えております。

そういうことを考えると、例えばこういう文言の中に「協力が必要」とか「リスクコミュニケーション」と書いてあることを、じゃあ実際に地域の中で、どういう仕組みとか、どういう流れの中にそういうものを、そういう地域の方との話し合いを入れるのかということ、仕組みの中きちんと入れ込むという、その作業をしておいていただくと、大変ありがたいし、そういう、どういうふうにするのかというのが、いろいろ表で、例えば新聞に載ったりとかするとき、どこでちゃんと地域の方の声が入っていくのかとか、そういうことが分かってくると、みんなが安心するという形なんじゃないかと思えます。

ただ地域の声というと大変多くの声がありますので、例えば市長さんや村長さんの声を伺うとき、本当に清掃工場の周りは住民の声を伺うとか温度が違いますけれども、やはりそういう仕組みの中に、住民の参加できる場を位置付けていただくというのが、社会の安心・安全につながるのではないかなと強く思っております。

それと、先ほど最後の方に、実はもういろいろ地域の方とお話をすると、やはり最終的な最終処分場をどこにするかとか、やはりそこをどこにするか、あるいはどうやって決めていくかという、その決め方とかロードマップを何年ぐらいでそれをやるのかとか、やはりそこが一番知りたいみたいなのところがあると思うので、どこという場所は難しくても、やはりそこに向けて、どういうふうにして社会に納得していただくように発信していくのかということは、かなりきちんと、私たちを含め、社会を含め、みんなできちんと考えて、ここに取り組んでいかないと、多くの方のいろいろなお気持ちが、揺れていくと困るなという感じがします。

なお戦略的環境アセス、できるだけ早くいろいろ関係地域の方の声を聞くようなアセスも通っていますので、やはりそういうようなアセスの精神をきちんとどこかで入れていくというの、そういう信頼感をつくる大事なところかなと考えております。よろしくお願ひします。

鈴木座長：では、大垣委員。

大垣委員：5ページの1点のみです。5ページの上から2番目の丸のところの、先ほどからすでに出ていますが、50%減少、あるいは60%減少という数字が入っております

が、これは進捗管理あるいは進捗の評価上、重要な数字ではないかと思ひまして、環境回復検討会ですでに議論があつたのか分かりませんが、なぜこの数字が決まつたのかを一度説明していただければと思ひます。

鈴木座長：田中委員。

田中委員：多岐にわたつていて、かなりよく書いていただいたと思ひますが、少し気がついたところを申し上げます。

まずページの前の方からいきますと、安全委員会の当面の考え方で、10 マイクロシーベルトが、先ほど来、出ていますけれども、現実には環境の汚染によって追加的被ばくが1ミリを超えるような状況が長く続きますので、これを書いてしまうと、それをどうやって担保するかというのは、非常にやっかいなことになっていくと思ひます。実際には、高いバックグラウンドの下で分けて測定するというのは不可能ですので、この値は少し書き方を変えるということも、少し考慮されてもいいんじゃないかと。もともと10 マイクロシーベルトというのは国際基準かという、だいたい300 ぐらいなのに、10 マイクロと低い値を日本が決めたため、原子力界でも相当物議をかもした値ですから、少しその辺も含めて、お考えいただいたほうがいいんじゃないかということです。

それから、特別地域の目標について、平成26年3月末ということが一つ目標として時期的に挙げていますが、その場合の線量率というか、年間被ばく線量がどの程度というところが、出てないんです。あえて書いてないのかもしれないですが、そこら辺は、書けるのであれば書いた方がいいと思ひます。実際にやってみれば、なかなか達成できないところもあるかもしれませんが、当面そういう26年3月って書いたからには、線量率とセットとして書くべきじゃないかと思ひます。

それから、特別地域については、その目標を、モデル事業を踏まえてということなんです、モデル事業が行われるのは年内で、まとまった除染を実際にやるのが来年の春からとかいうことですので、ちょっと時期的に住民の方とか、各自治体の感覚から言うと遅過ぎると思ひます。せつかく2次補正でお金も手当てされていることですから、ぜひそういうところではできるだけ有効に、できることはいっぱいあると思ひますので、ぜひそういう方向で進めていく。モデル事業はモデル事業であり、それですべて網羅できるかという、そういうことでもないので、実際にはそういうところを進めていただかないと、今かなり、現在でも住民とか、自治体から見るとすごく停滞しているという印象がありますので、そこをぜひお願いしたいと思ひます。

それから、安全性能、処分場の安全性ですが、中間貯蔵については国がということですが、仮置き場も私のイメージでは、ここに書いてあるように、かなりの量が、ある一定期間ということ、かなり長くということですので、そうすると、仮置き、その場所を決めて、その施設をつくるのには、仮置き場というのはやっぱり年単位になると思ひます。3

年とか、5年になるか分かりませんが、そうすると、そこについては、最低限度の安全の確保ということが、最低限としたら怒られるかもしれませんが、そこもやっぱり指針のようなものを出していただきたいということです。

それから現場保管というのが今、あちこち置いてあるわけですが、今でも。これについては、一応こうすべきだということじゃなくて、推奨される保管の方法ということをし、ここに書くかどうかは別として、ご検討いただいて、ぜひ発信していただきたいと思います。

結局、仮置き場、話を聞いている感じでは、3年とかそのぐらいじゃないかっていう感じはするんですね。ですから、それまでには中間貯蔵についてはしっかりしたものをつくっていただくというくらいのスケジュール観で、取り組んでいただきたいなということです。

それから事業者について、一番最後に書いてあるんですが、被ばく線量の管理を行うことということですが、事業者の被ばく限度を設けるのかどうかということですね。従事者の場合は年間20ミリということですが、管理だけすればいいのか、これは非常に、なかなか難しい問題です。言うなれば、私たちの感覚から言っても、かなり高いレベルの環境での除染という、除染とか、運搬処理もそういった作業になりますので、被ばく量がかなり大きくなりますから、通しでやるとですね。

ですから、そういう場合の被ばく管理をどういうふうにするかというのを、少しご検討いただいておいた方がいい。管理というのは、測定をすればいいというだけではありませんし、私も前回お願いして、住民の雇用の機会をつくっていただきたいということで書いていただいたんですが、それも含めて、その辺もぜひ何とかしていただきたい。

それから、今、避難区域とか、計画避難区域の外でいろいろな除染が始まっていて、民間業者がいろいろ勝手にやっているのがよく報道されるんですが、専門家の関与がないものだから、除染をする前と後の線量率も測定してないし、私が見ると、非常に汚染をまき散らすようなことを平気でやっているんですね。

こういうことについては、福島県の方で一応講習会みたいなのをやっていますけども、現実にやる場合においても、きちんとした専門家の関与というのをしばらくきちんとやらないと、問題は結構深刻だなと見ています。ですから、ぜひそのあたり、事業者、これからいろいろな方の、いろいろな事業者の協力がないと、実際には除染作業はできませんので、逆にそういうところをもっと前向きに、きちんとやっていただくように、何かここに書くのがいいのか、もう少し下のグレードで書くのがいいのか分かりませんが、そういったことについてもご配慮いただきたいなということです。以上でございます。

鈴木座長：井口委員。

井口委員：今の田中委員のご発言の中で、一つ気になったところがありまして、まずこの

事故由来の放射性物質には、今の場合は放射性セシウムが主であるわけです。それで今、前からこの資料の中で、3ページ目の下の原子力安全委員会の規準値、いわゆる処理等に
伴い、周辺住民が受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないということ、それから管理
期間終了以後については、科学的に確からしいシナリオ想定を持つ安全性評価において、
処分施設の周辺住民の受ける線量が年間10マイクロシーベルト以下であると。

これについては、放射性セシウムというものを考えた場合に、管理期間をどう考えるか
というのが、後ろの方の中間貯蔵等にも絡んでくると思いますけれども、それを適切に選
べば、この文言については、ほとんど問題ないと。逆にあった方が望ましいと私は思いま
す。

しかも田中委員のご指摘の空間線量率が落ちないということと、この処分施設からの寄
与が10マイクロシーベルト/年ということは違いますよね。つまり除染によって、いわゆ
る住民の方が住まれる、その環境の空間線量率を落とすことは、この処分施設からの寄
与とは別の問題なので、ここがあくまでも災害廃棄物あるいは土壌等の2次廃棄物を処分
した後の線量に関しては、この基準でよろしいのではないかと考えます。以上です。

田中委員：井口先生がおっしゃるのは、この管理期間というのをどう見るかということな
んですよね。だから、管理期間を300年ということであれば、たぶんもう問題ないと思う
んですよ。セシウムですから、たぶんね。そこのところ、その辺が非常にあいまいなんで
すよね。

それから、処理に伴って1ミリシーベルトと言いますが、処理はもっと早い、今、現
時点から始まるわけですよね、除染を始めれば。そのとき、1ミリシーベルトというのを
どうやって担保するのかということ。一つのやり方としては、こういった処分場をつくる
ときに、きちんと国の方で、原子力施設だと安全審査、ある種の指針を与えて、設計と工
事の認可を審査するわけですが、そういうことをされるかどうかということに関わって
くるじゃないかと思いますが。

鈴木座長：いろいろ細部にわたるご意見もいただきましたが、やはり安全ということが一
番重要だと。これは政務官もおっしゃったとおりなんです、一番むしろ大事なのは、住
民の安心ということなんですよ。

こういうことを国が動かしているときに、安心と同様に不信感を今は持たれている。こ
れは専門家に対する不信感も同じですね。科学技術に対する不信感にも、ある意味ではつ
ながってしまっている。そういう専門家組織がいろいろおやりになってきたことに対する
不信感があり、それが不安感につながるという、そういうことをいかにして、ことが起
こった後の対処において、あるいは基本方針をはじめ、具体的な計画、実施を、進捗を管理
しながら、どういうふうに皆さんにその辺が伝わっていくことになるのかと。要するに、
不信感を回復するためにはどうするかという。そこがやっぱり一番大きな問題じゃないか

という気がいたします。

そういう意味で、いろいろご意見が出ていましたが、いろいろなことが動いていき、たぶん膨大な情報が、しかも質の違う情報が飛び交っていく。それをいったい、きっちりと中央管理ができるのか。私はしなければいけないと思うんですが、それがやはり国民に対しても透明性を持って、はっきりと伝わる。そういうことが、確立されることによって、やはり安心感が、あるいは不信感の払しょくにつながる。こういうことになるんじゃないかと思います。

いろんな除染措置についても、これだけ膨大な対象があって、それをその1ミリシーベルトに、すぐ除染しましょうと言ったって、できるわけがない。これは財政的にも、それから除染能力のキャパシティから言っても、たぶんできないでしょう。それをだから、どういうプライオリティで、どういう順番でやっていくのか。これは大変やはり悩ましい問題で、実際に住民の方々にとっては、なぜ隣が、向こうがやられたのに、ここはできないのかという話もいろいろと出てくるだろうと思うんですが。そういうことも含めた、やはり中央で、環境省になると思いますが、しっかりした中枢機関をつくる必要があるでしょう。それが、あるいは原子力安全庁になるのかもしれませんが。

そういうようなことで、全体像をきっちりと把握して、それに基づいて透明性をもって、住民の方々、あるいは一般国民の方々がまさに安心できる体制をいかに作り上げていくかというのが、ここに求められている、ある種、基本方針がそれを示していくことにできればいいだろうと。そういうことだろうと思います。

いろいろと線量をどういうふうに記載するか、あるいは1ミリという、10ミリという、強いギャップがありながら、どうやってその間を埋めていくのかという部分は、難しい問題がいろいろあると思うんですが、それを具体的に除染の実施計画に落とししていく上でのよりどころになるものがこの基本方針として、若干抽象的ではあっても、定められていけばいいのかなと。そんなふうに思います。

そういうことで、いろいろの事務局の側に対するご質問もあったかと思いますが、今50%、60%というのは、実は回復検討会ではなくて、8月の時点で除染に関する緊急実施基本方針として定められていたことですが、そのほか、どういたしましょうか。牧谷さんの方からでも、あるいはそのほかからでも、ご質問的なものに対して。あるいはこの検討会ですから、もうそちら側からもどうぞご発言いただいて。

廃棄物・リサイクル対策部長：指定廃棄物について、いくつかご質問がありましたので、それについてお答えをしたいと思います。指定廃棄物はそもそもなんぞやということでございますけど、これは汚染。これは4ページの(3)のところに指定廃棄物の記述がございます。この指定廃棄物は法律上、いわゆる汚染廃棄物対策地域外の廃棄物。すなわち、国が直接やる、非常に濃い地域以外の地域で発生している廃棄物であって、一定レベル以上のもの、これは国自らが処理をしなければいけない。こういうふうに定められているわ

けですけれども、そのことを言ってございます。

それぞれの言葉の説明を、この基本方針でどの程度するかについて、もう一回ほかとの横並びを見ながら再整理をさせていただきたいと思います。

この指定廃棄物の三つ目の丸のこの「指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された県内において行うこと」ということで、この処理というのは、処分も含まれるのかというご質問もございました。これは処分も含まれる概念として処理としてございます。

ただ、厳密に言いますと、後で中間貯蔵施設につきまして、入れざるを得ない指定廃棄物も出てくるのではないかとということも想定されます。それにつきましては、中間貯蔵後の扱いについては、今後の技術開発の状況を踏まえて、検討することとされているということとなっておりますので、その部分についてはまたちょっとふれがあると考えているところでございます。基本的には当該都道府県で、処理を行うということでございます。

それから、7ページ目の6の(1)の三つ目の丸でございます。三つ目の丸の3行目の後段でございますけれども、「施設の管理者、当該指定廃棄物の占有者等が保管し」とございます。この占有者というのは、どういうことかということでございますが、基本的には、この当該指定廃棄物の排出者等を念頭に置いております。廃棄物処理上では、こういう言い方をよくやるようでございますけれども、もう一度言葉の整理についてはきちんと分かるようにしておきたいと考えます。以上です。

廃棄物・リサイクル対策部企画課長：廃棄物関連のご質問にあと何点かお答えしたいと思います。3ページ一番下の丸のところの年間1ミリシーベルト、それから10マイクロシーベルトという数字がありますが、それに関しては、処理等に伴いということですので、あくまでも追加的な被ばく線量であるということでございます。

除染の方にも追加的な被ばく線量という考え方がありますが、除染の方はもともと事故の前から自然の放射線量があったと。それに加えての追加という意味合いですが、こちらの廃棄物の処理の方は、廃棄物の処理を行うことによって、どれだけ追加されるかと。そういう意味合いのものでございます。

ここの書き方は、原子力安全委員会の、6月3日の当面の考え方に書いてある書き方をそのまま持ってきておりますので、ちょっと分かりにくいところもあるかもしれません。最終的に基本方針にする際には、分かりやすく表現をしたいと思っております。

それから、その関連で、その最終的な処分の管理期間終了後の10マイクロシーベルトであります。これをどのように担保するのかと、こういうご質問もあったわけですが、災害廃棄物安全評価検討会においてご検討をいただきました。一定のシナリオを作成して、埋立処分をする際に、例えば覆土を多くするなり、または立ち入り制限をすとか、跡地の利用を一定程度制限をすとか、そういうようなやり方をすれば、年間10マイクロシーベルト以下にすることは可能であるという計算結果もございますので、そのようなものに基づいて、対策を講じていきたいと思っております。特に最終処分場の場合は、

周辺住民の方に十分安心してもらわなければいけないということでもございますので、かなり厳しい値だとは思いますが、やはりこれを満足するように、処分場を設計し、管理をしていくということが求められていると考えております。

それから、再生利用についても、いくつかご指摘がございまして、ご指摘大変ありがとうございました。我々もなるべく再生利用を積極的に行っていきたいと思っておりますし、特にあまり人が直接、接しないような、そういう場所でどのようにすれば安全に使えるのかということの検討を、引き続き進めてまいりたいと考えているところでございます。とりあえず以上でございます。

水環境担当審議官：私の方から二つ、目標についてさまざまなご意見をいただきまして、環境回復検討会の第1回でも目標について、ご議論を頂戴しておりまして、8月のあの緊急実施基本方針で長期的には1ミリシーベルトと。

その50%、60%がその中で示されておりまして、今回の案はそれを継承したものでございまして、第1回目のときにそれに加えて中間的な、長期なというのが10年とか、20年という年限を示すことが、現時点では不可能でありますので、中間的な目標を検討してはどうかというご意見をいただきまして、事務局として検討はしてまいりましたが、例えば5年後、7年後に現在避難をされていないところがどうなるかというのを示すのは、メリット・デメリットございまして「1ミリシーベルト以下にします」と言い切れれば、もうそれは中間ではなくて、長期的でありますけれども、そうでないような中間目標を示しますと、その数値に対して、ここまでしかやっていただけなのかというご意見が当然出て、それは全力でやってもできるかどうか分からない、不確実性が残っておりますので、むしろそういうことを示すことによって、結果的に関係者の住民の皆さまに、不安と混乱を与えるかもしれないということで、あえて原案では入れないという選択肢にさせていただきました。

それで、言い訳のようでございますけれども、5ページのところについて、上から一番上の丸で、20ミリシーベルト以上のところについては、モデル事業等の結果を踏まえて、今のところ何も目標がございませんので、今後具体的な目標を設定するということでありまして、また森委員だったと思っておりますけれども、20ミリ以上ではないような、現在避難していないようなところについても、いろいろなモデル事業等の結果を踏まえて、適切な目標が設定できるような状況になりましたら、ぜひそのときは改訂して、目標を設定していきたいというのが事務局の考えでございます。

もう1点、中間貯蔵施設に等について、さまざまなご意見をいただきまして、これは大変頭が痛い、悩ましい問題でございますけれども、環境省といたしましては、大臣のご指示もございまして、今月中に中間貯蔵施設のロードマップを明らかにすると。それは何年後に供用を開始できる等々を書き込んだ、立地場所というのは当然決まりませんが、そういうものを明らかにして、決意表明になるかもしれませんが、実現に向けて一

歩踏み出すということにしておりまして、残念ながら、今の時点ではこれ以上のことが書けませんので、今月中にそういうものが明らかにできた段階においては、最終的にこの基本方針を閣議決定するのは、おそらくそれ以降になると思いますので、それとの整合性を持って、何らかのことを追加的に書き込んでいきたいと、このように考えております。

あとは牧谷課長から、若干の。

土壌環境課長：それでは、いただきましたご質問に関しましてお答えいたします。まず中杉委員から6ページ目の(3)番、協議会について、国の特別地域ではこのようなものがないのかというお尋ねでございますが、市町村が行います実施区域におきましては、除染の実施者が国であったり、都道府県であったり、市町村であったり、あるいは環境省令で決める者であったり、いろいろと入り組んでおるということで、このような協議会を設置して、意見調整をするということとしたものでございまして、国の実施直轄地域におきましては、実施は国でございますから、あえてこのようなものは規定をされておられません。

次に稲垣委員からいただいたご質問で、場所がこの仮置き場の関係でございまして、7ページ。仮置き場の6の(1)番の2ポツ目でございます。ここの「除染実施区域について、当該土地の所有者が行う」というところの考え方について、というご質問でございます。

法律の特措法の39条にございますが、やむを得ず、除去土壌等を当該土地において保管する必要があるという場合、所有者に対して保管させることができると。こういった一定の条件を設けまして、土地の所有者への保管のお願いをする場合があるとしております。

従いまして、そのような場合には、保有者に保管をお願いをするということでございます。この場合にあっては、保有者に対しての同意を取り付ける等々の手続きの用意をしているところでございます。

次に大塚委員でございますが、4ページ等でございますが、対策地域、国が行うその廃棄物の処理の地域、それから除染で言いますと、国が直轄で除染を行う地域。ここの考え方が整合が取れているのかというお尋ねでございます。

すでに環境回復検討会等でもご議論いただきましたように、国の直轄地域の考え方としては、警戒区域および計画的避難区域ということで、人がいない区域を想定をしております。

一方で、濃度の関係で国が高い技術を持って実施しなくはいけないというもので、高い空間線量の場所ということも書いてありますが、今申しました警戒区域および計画的避難区域に設定をいたしますと、20ミリシーベルトといった高いレベルがこの範囲の中に含まれると、我々は見ているところでございます。その意味では、今申し上げている地域というのは、これらの条件を満足すると考えております。

それから、田中委員からモデル事業を今やっているんだけど、もっと早くそのモデル地域の対象となる地域についても、実施をしないと間に合わないというような、ご指摘

でした。ご案内のようにモデル事業、今、鋭意やっているところでございまして、モデル地域の対象となっているような、国の直轄地域についても、我々はできるだけ早く着手したいと思っております。

1月1日から本格施行になるわけでございますけれども、できるだけ速やかに準備を年内に整えて、モデル事業の知見を速やかに整えて、年内、年度内ですね。できるところから着手をしたいと考えているところでございます。

もう1点、森口委員からでございます。6ページ目の(3)。ここで1ミリシーベルト以上となる「地域」は「区域」ではないかということでございますが、「区域について」ということでございます。ありがとうございました。

鈴木座長：追加のご質問等ございましたらと思いますが。新美委員。

新美委員：稲垣委員の質問に対する答えに関してですが、事情は分かりましたが、法律的には、問題を残す表現なので、変えた方がよろしいかと思えます。現場保管について、当該土地の所有者が行うとなりますと、現場保管に関する責任を所有者に全部かぶせせることになってしまいそうです。むしろ、これは現場保管については除染者が責任を負うとしたほうがよろしいのではないかと思います。ただし、土地の所有者に関してはその現場保管についての負担を甘受する義務があるとしておけばいいのではないのでしょうか。有償か無償になるかは別として、負担を引き受けるものとするという書き方をしておいた方が、現場保管そのものについては、責任関係が明確になると思えます。

鈴木座長：残りの時間が限られております。簡潔にお願いするようにいたしましょうか。中杉委員、田中委員、それから森澤委員。

中杉委員：先ほど、1ミリシーベルトと10マイクロシーベルトのご説明をいただいて、だいたいは理解をできているつもりなのですが、やはりこれ、もう少し丁寧に説明しないと、バックグラウンドに対して、プラス10マイクロシーベルトが安全の目標だと変えられてしまうと、1ミリシーベルトの関係はどうなんだと、また誤解を受けることになりそうです。

これは保管をしていかなきゃいけないところに対する配慮ということも、たぶん中には入るんだと思うんですけども、もう少し丁寧に説明をしておかないと。説明をして、誤解を与えないようにしていただければと思います。

田中委員：簡潔に2点申し上げます。1点目は広域処理の体制について、最初に政務官からもご発言がありましたが、それに対する対応というものを、この基本方針のどこかに書いておくべきではないでしょうかということと、それからもう1点目は先ほどから議論になっています、年間1ミリシーベルト、年間10マイクロシーベルトの数値ですが、いろいろ

る問題があることはよく理解できますが、長期的な安心という観点から言うと、私はこの数字といたしますか、表現を残しておいた方がよろしいのではないのでしょうかという、こういう2点でございます。

森澤委員：関連するところですが、3ページの処理等に伴い周辺住民の受ける年間1ミリシーベルトの線量の内容についての質問です。これは追加線量だと思います。坂川課長からお答えになったところなんです、ちょっと気になります。もともと空間線量がかなり高くて、例えば2ミリの場所で線量を半減させて1ミリにする上に、これで1ミリ加わることを受認するのか。そういう場所ではなくて、場合によって、1ミリを超えているところを除染することによって、1ミリ以下になるにもかかわらず、1ミリを超えること受認するのか、またバックラウンドがもっと低いところに施設をつくった結果、1ミリぎりぎりまで増加するということを受認するのかとか、整理する必要があるかと思えます。この辺の理解は非常に難しいことがあるかと思えますので、この1ミリという数値は目安になると思えますが、立地場所との関係で、慎重な運用が必要であろうと思えます。いろんな1ミリが重なるときに、結局1ミリにならないじゃないかという議論は常に提起されているところであり、その辺り、ぜひ整合性のある説明、運用をしていただきたいと思えます。

鈴木座長：この辺はいろいろと文章をおつくりになる、あるいは最終的に環境省の責任で、あるいは政府の責任で、基本方針をおつくりなるときにお考えいただければよろしいかと思えます。

やはりもう一つ大事なものは、森委員からも、あるいはほかの委員からもございましたが、やっぱりオールジャパンでやっていくという、そういう姿勢がこの基本方針の中に、ぜひ見えていくといいと思えます。

それは、もちろん除染に関してのオールジャパンもありますし、例えば最後の方で、研究開発に関してもそうだと思います。

それから、国際的な面では、国際標準に対する配慮といいましょうか、この事例が極めてまれなことであったということで、世界に情報開示していくということはもちろんですが、外からも知恵をいろいろと集めるということも、仕組みづくりも大変かもしれませんが、できれば素晴らしいのでないかと思えます。

だいたい委員の方々からはご意見をいただいたとは思いますが、特に事務局の方で、はい。

水環境担当審議官：全てにお答えいたしませんですけども、今、鈴木委員長のご指摘のオールジャパンでやるということをもっと分かるように書けというのは、ご指摘を踏まえて採用させていただきます。

それから、国際的にというのは大変重要でございます、情報でございますけれども、現在 IAEA の除染ミッションが先週末から来ておりました、国際的な知見を IAEA からも頂戴して、リコメンデーションを今週末に紹介できるようになっていますので、そういうものを踏まえて、反映させるべきものがございましたら基本方針の中に入れ込んでいきたいと、このように考えてございます。

鈴木座長：はい。

廃棄物・リサイクル対策部企画課長：広域処理について、ご意見がありましたけれども、今、岩手県、宮城県などの災害廃棄物を関他の地域でもって処理を進めていこうと、そういう広域処理を進めようとしているんですが、現実にはなかなか進みが遅い。先日、岩手県の廃棄物を東京都が受け入れるということを表示していただきましたが、それ以外はまだこれからであるという状況でございます。

つまり、非常に汚染レベルが低いものであっても、放射性物質による汚染の恐れといいましょうか、非常に不安感というものが関係者の中には広がっています。その不安をどうやって払しょくしていくのかということが、大変難しい課題になっているわけです。

そこで、この特措法の基本方針の中に書いてしまうと、広域処理の対象となる廃棄物が高い濃度で汚染されているのではないかとおぼえてしまうのではないかと。そういう心配があります。

鈴木座長：はい。それでは田中委員、ちょっといろいろと皆さんに、短い時間だと申し上げたら時間が余ったようですから、少し。

田中委員：ここにどう書くかということとは、必ずしも一致していませんけれども、焼却の処理について、施設についても安全基準というのをやっぱり環境省の方できちんと担保をしていただいて、それを国民、住民に分かりやすく、提案していただきたいと思います。

今の既存の施設でも、燃せるということで、そういうレベルもあると思うんですけども、そうじゃなくても、どのレベル、もっと高いレベルまでのがいっぱい出てきますので、それも、きちっと燃して大丈夫です、という、そのためには、どういったフィルターを付けるとか、先ほど排ガス、排水のモニタリングというのもありましたけれども、そういうことを含めて、技術基準みたいなものをどういうふうに関後、やられるかということで、それが結局住民との接点の中では、非常に大事な説得というか、もう理解をいただく上での重要なファクターになっていますので、その辺をご検討いただくようお願いをしたいと思います。

崎田委員：私が発言したかったのは、先ほど来のその今「オールジャパン」という、鈴木

先生もおっしゃったんですが、そのオールジャパンのときに、国民の一緒に汗を流したり、関心を持ったりする一人として、入ってもいいんじゃないかと思っているんですね。それはもちろんその被災された方、あるいはその直接、大変思いをされている方は本当にもう大変でいらっしゃるけれども、そうじゃない、首都圏の人間とか、ほかの地域の人たちが一緒にこの問題に対して、痛みを分かち合いながら、この現実を共有して行って、自分たちができることは何か。

先ほどの広域処理のお話がありましたけれども、それを受け入れるということの意味がちゃんと伝わるという。やはりそういうような国民になっていかなければ、なっていきたいなと思うんですね。そういうことを考えたときに、今オールジャパンというときに、私はもうちょっとその環境省の皆さま、マスコミを味方につけてほしいという感じがします。

今、敵かどうかと言うんじゃないんですけれども、もちろんこの事故が本当にあってはならないことが起きてしまったので、マスコミの皆さんが厳しい目でこの事故をずっと追っていらっしゃるわけですが、それはもちろん分かっていますが、やはりこれを今もうこの事故をどうやってより早く、より良く改善していこうかと、みんなが今取り組んでいるわけですので、そこに関して一緒にやっぱり取り組んでいただく一つの方たちとして、マスコミの皆さまにも、きちんと今の状況を分かっていたら、その上でマスコミの皆さんがきちんとした情報を出していただくと。

そのために、何か定期的にもうやっていらっしゃるはずですが、記者会見を少しこの分野を長くやるとか、毎回、定期的にやっていただくとか、何かそういう少しそういう作業もしていただいて、情報発信、いわゆるきちんと情報を管理して発信するという、プラス、それを国民の間のフィルターになるマスコミの方たちにもよく分かっていただくような、何かそんな取り組みで、できるだけ早く除染をきちんとやっていきたいなと。その中で、もちろん反省点とか、みんな「ああ、もしかしたら、これはちょっとやり方が違うから見直した方がいいんじゃないかとか」とか、いろいろな、そういういろいろな話し合いが今後、どんどんやっていけるような場づくりをして、何かみんなで取り組んでいけたらいいなという。何かそういうムードづくりをみんなでしていければと思っています。よろしくをお願いします。

鈴木座長：いろいろといただきましたご意見をたぶん、この基本方針（骨子案）が（案）に変わっていくことになって、閣議でお認めいただく。やはり、先ほど来、ありましたが、基本方針というのはいったいどれくらいのタイムスパンでどうなのかということもあるかもしれませんが、今、いろいろ分かりにくい不確定要素が多くて、実際に作業が始まり、計画に従ってことが動いていくとしても、ずいぶん新しい発見がいろいろ出てくるだろうと思うんですね。

技術開発ももちろんそれでありまして、実際にその中間処理として、減容化なんて言っても、簡単にできるものではないんでしょうが、やはりそれを試みなきゃいけない。そう

というようなことを積み重ねながら、基本方針というものもある時期が来ましたら、しっかりとまた見直していき、その実施計画もまた見直していくという、そういうある種、ダイナミックな体制ができれば素晴らしいのかなと思いました。

IAEAの方がどういうリコメンデーションをお出しになるのか、大変興味がありますが、本当はIAEAの委員の方々もこの辺に座っていただいて、こういう議論を聞いていただくくらいのことはあってもいいのかもしれないですね。

だいたいいかがでしょうか。はい、古田委員。

古田委員：よろしいですか。除染についてかなり詳しく書かれているんですけども、例えば、7ページの上から三つ目みたいですね。費用対効果が高くとか、除染をこの時期にやるというのは書かれているんですけども、例えば、その他の環境破壊とか、社会的なこのバランスを考えると、何かそういったところは全然出てこないんですけども、そういった全体の環境を破壊しないということも、ちょっとどこかに入っていた方がよろしいかなと、今、感じましたものですから。追加で。以上です。

鈴木座長：全体的なビジョンをしっかりと、健全なビジョンを持って、その上ということですね。はい、それでは。どうぞ。

大臣政務官：今日は先生方、本当にどうもありがとうございました。今日先生方から頂戴しましたご意見、しっかりと踏まえまして、この基本方針はつくっていきたいと思っております。もちろんオールジャパンで取り組まなければいけない問題であることは当然ですし、私、冒頭、安全と申し上げましたけれども「安全だよ」といくら言っても、やはり今ちょっと不信感がある。これをコミュニケーションを丁寧にする事で、どうやって払しょくしていけるか。またそれをやることで、全国民が本当に協力してもらえ体制が整うんだと私も思っております。

この放射能の問題、今までは環境省は扱っておりませんでした。しかし、今まで大気汚染、あるいは有害物質、もうどうしたらいいかわからないという問題を専門家の先生方のお力を借りながら、一つひとつ解決してきたという実績もございます。ぜひ専門家の先生方も、私たち、基本方針をしっかりとしたものをつくりますので、国民の方々に発信させるワンボイスで「こんないいもののできたんだから、みんなでやりましょう」ということで、ぜひご協力をまたいただきたいと思っておりますし、またもちろんこれから何回も見直しのお機会があると思っておりますので、もっとこうしたらいいじゃないかというご意見、頂戴できればと思います。

本日はお休みの中お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。環境省も政府も一丸となって頑張りたいと思っておりますので、またどうぞ一緒に頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

鈴木座長：どうもありがとうございました。それでは、事務局からは何かございますか。

適正処理・不法投棄対策室長：はい。それでは事務局から、本日は貴重なお時間を…。

鈴木座長：ちょっと古田委員からご発言を。

古田委員：1点追加資料の中で、間違いがあるんですけども、これは発言してよろしいでしょうか。

鈴木座長：重要なことですか。

古田委員：はい。別添2に、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方ということで、ちょっと間違いがありますので、ちょっと述べたいと思います。

大地からの自然放射線ということで書いてあるんですけども、これ、元文献調査してみたんですけども、この元文献の、0.04 マイクロシーベルトというのは、これは実効線量の値です。一方サーベイメーターで測るというのは、実効線量ではなくて、1センチ線量等量という、同じシーベルト単位ですけども、数値という扱いでまったく別ものがございます。

これを1センチ線量等量で換算しますと、毎時0.06 マイクロシーベルトということで、バックグラウンドの自然放射線の値が0.04から0.06に変わると。追加被ばく線量ということでは、バックグラウンドも入れて0.23 マイクロシーベルトとおっしゃっているんですけども、これは実際には0.25 マイクロシーベルトになります。ということは、科学的にこれは正しくないです。専門家から見れば、これは大きな間違いと考えます。それとあと除染実施者にとっては、過度な負担を強いることになりかねないということから、これは適切ではありません。

ただし、住民側から見れば、被ばく線量がより低くなる方向であるので、安全側というふうに一方では考えられます。それを政治的に判断したということであれば、それを明確にして、公表しておくということが必要かと思えます。

文科省の発表を引用しておられるんですけども、文科省の方は試しに計算したら、この程度ですよという、これは言い方なんですよね。そういう意味では、基準を決めるという意味では、こちらの方が非常に重くなりますので、この辺はちょっとしっかりしておいた方がいいかと思えます。

それからもう1点、ちょっと注意事項なんですけども、自然放射線の取り扱いなんですけども、福島県において、モナザイトが産出される鉱山があるという記録もあります。ということは、自然放射線のバックグラウンドの値が想定している値よりも高くなる可能性があ

ります。それで、実際に日本の全国平均に比べては、福島県の自然放射線の量は若干高いような傾向も見られております。

ということは、やはり自然放射線と追加放射線の選別ができる測定手法。これはきちっとどこかに位置付けて、認めておくべきだと考えます。以上2点、コメントです。

鈴木座長：その辺の動きをもっと早い時期に実は環境省の方に下ろしていただければ、それなりに検証ができたんだろうと思いますが、0.2...はい。

水環境担当審議官：そういうことも実は議論させていただきまして、最終的な割り切りとしてこういうふうにさせていただきたいと。表現ぶりが少し適切ではないということございましたけれども、バックグラウンドをどう取るかというのは、日本全国の平均を取っておりますので、地域ごとに取れば、当然0.04が6になったり、5になったり、実効線量を取るか、1センチ線量を取るかということでありましてけれども、何らかの地域指定をするときの割り切りだよ、ということで、整理をさせていただきました。ありがとうございました。

鈴木座長：0.25の方が数字としては、覚えやすい数字かもしれませんが、とにかくこれは0.23で済むということで、よろしいですね。では、はい、事務局の方から。

適正処理・不法投棄対策室長：本日は貴重なご意見をたまわり、ありがとうございました。今後の予定といたしましては、事務局にいただいた意見を基に、基本方針の骨子案を修正し、パブリックコメントを実施した後、基本方針を作成したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

また今後の日程につきましては、改めてご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

鈴木座長：それでは本日は、連休の最後のゆっくりお休みになりたいときに夕方、しかもお休みに。ありがとうございました。これをもって、閉会にいたします。どうもありがとうございました。